

重 要 事 項 説 明 書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当 生活相談員・介護職員

2. ケアハウス鶴寿の里についての概要

(1) 施設の名称等

施 設 名 ケアハウス鶴寿の里

所 在 地 埼玉県久喜市北青柳 1,385-2

電話番号 0480-24-0575

(2) 施設の職員体制

職 名	常 勤	非常勤	勤務時間
施 設 長	1 人		8 : 30～17 : 30
副 施 設 長		1 人	9 : 00～16 : 00
生 活 相 談 員	1 人		7 : 00～16 : 00 もしくは 11 : 00～20 : 00
管 理 栄 養 士	1 人		8 : 30～17 : 30
介 護 職 員	1 人	2 人	7 : 00～16 : 00 もしくは 11 : 00～20 : 00
運転手兼介護職員		1 人	8 : 30～17 : 30

(3) 施設設備の概要

- 定 員 50名
- 居 室 2人室 4室 1人室 42室
- 洗 濯 室 5室(各階1室)
- 談 話 室 3室
- 浴 室 共同浴室 男女各1室 個別浴室5室(各階1室)
- 相 談 室 1室
- ゲストルーム 1室
- そ の 他 食堂・娯楽室・面談室 等

3. 施設で行うサービス

(1) 食事

栄養ケアマネジメントを実施し、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

○食事時間

朝 食 7 : 30～ 8 : 30

昼 食 12 : 00～13 : 00

夕 食 18 : 15～19 : 15

※セルフサービスが原則ですが入居者の方の身体の状態により配膳もいたします。

※湯茶は自動給茶器(5 : 00～20 : 00)を自由にご利用いただくことが出来ます。

(2) 入浴

毎日、原則として 14 : 00～20 : 00 まで入浴することができます。

尚、ヘルパーの介助による入浴は 9 : 00～14 : 00 までの利用とします。

(3) 生活相談

生活相談員に日常生活等について、相談することができます。

(4) 疾病、負傷等緊急時の援助

病気等により緊急を要する場合、家族の方に連絡とりながら職員が病院に付き添います。家族の方が到着次第交代いたします。

4. 施設利用料金

(1) 利用料金

埼玉県の定めた利用料となります。別紙ケアハウス鶴寿の里利用料徴収額で定めたとおり徴収させていただきます。

(2) 利用料金のお支払方法

毎月 20 日までに前月分の請求書をお渡しいたします。毎月 28 日に前月分の利用料として指定の金融機関から自動引き落としの方法により徴収させていただきます。又、退所された場合は退所日までの分を翌月請求します。

5. 施設利用上の留意事項

(1) 利用者が病院等に入院された場合

病気入院等で長期にわたり施設を不在とする場合、家族の方は定期的に利用者の状態を施設に報告していただきます。

(2) 面会

面会時間は原則職員が勤務している時間帯、7 : 00～20 : 00 となります。この時間以外の面会につきましては、事前に職員に相談してください。

(3) 外泊・外出

外泊・外出は自由ですが事前に「外泊・外出届」を必ず提出してください。

(4) 郵便物

利用者に送られた郵便物等は原則本人のレターボックスに入れてお渡しいたします。要望により家族にお渡しいたしますし、転送も致します。

(5) 居室の火器使用禁止

居室において、喫煙・ローソク・お線香等火器の使用は一切禁止いたします。

(6) その他

当施設内において、入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動や営利活動は禁止いたします。

6. 協力医療機関

土屋小児病院	久喜市久喜中央 3 丁目 1－10
ふたば在宅クリニック埼玉本院	久喜市久喜東 1-2-5 東山ビル 3 階-A
本町歯科診療所	久喜市本町 2 丁目 1－4 3

7. 相談・苦情の対応

施設では利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設のサービス等に関する苦情等に対し迅速に対応します。

施設における苦情の受付

苦情受付担当者	生活相談員	田口智貴	電話	0480－24－0575
苦情解決責任者	管理者	関根重雄	電話	0480－24－0575
苦情解決委員会	第三者委員	榎本恭子	電話	0480－21－2023
	第三者委員	斉藤英夫	電話	0480－22－0448

8. 事故・けが・体調の急変等への対応

入居者の容体の変化等については、危機管理マニュアルに定めたとおり、利用者の救命と安全確保により被害を最小限に抑え、再発の防止に努めるとともに、家族の方に速やかに連絡させていただきますので、協力をお願いいたします。

ケアハウス鶴寿の里 利用料徴収額 (平成27年4月1日より適用、単位;円)

●入居時の管理費一括納入金が350万円の場合

対象収入(備考②) による階層区分		サービスの提供 に要する費用	生活費	管理費	合計
1	～ 1,500,000	10,000	43,700	11,300	65,000
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			68,000
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			71,000
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			74,000
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			77,000
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			80,000
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			85,000
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			90,000
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000			95,000
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000			100,000
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000			105,000
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000			112,000
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000			119,000
14	2,700,001 ～	68,800			123,800

■上記のほかに…

①11月から3月までの各月、地区別冬季加算額として月額1,880円が加算されます。

②居室でかかる光熱水費は各ご利用者の負担となります。

※電気代及び電話代は実費相当額を、水道代については一定額をご負担いただきます。

③介護保険サービス(ホームヘルパー・デイサービス等)を受ける場合は、自己負担となります。

■備 考

①国の定める利用料(サービスの提供に要する費用・生活費・冬季加算額)の改定があった場合は、それに伴い額が変更になります。

②対象収入額とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

③ご夫婦で入居の場合、おふたりの収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入額とします。また、階層区分が1階層に該当した場合、サービスの提供に要する費用が10,000円/月から7,000円/月に減額されます。

ケアハウス鶴寿の里 利用料徴収額 (平成27年4月1日より適用、単位;円)

●入居時の管理費一括納入金が30万円の場合

対象収入(備考②) による階層区分		サービスの提供 に要する費用	生活費	管理費	合計
1	～ 1,500,000	10,000	43,700	26,500	80,200
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			83,200
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			86,200
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			89,200
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			92,200
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			95,200
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			100,200
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			105,200
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000			110,200
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000			115,200
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000			120,200
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000			127,200
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000			134,200
14	2,700,001 ～	68,800			139,000

■上記のほかに…

①11月から3月までの各月、地区別冬季加算額として月額1,880円が加算されます。

②居室でかかる光熱水費は各ご利用者の負担となります。

※電気代及び電話代は実費相当額を、水道代については一定額をご負担いただきます。

③介護保険サービス(ホームヘルパー・デイサービス等)を受ける場合は、自己負担となります。

■備 考

①国の定める利用料(サービスの提供に要する費用・生活費・冬季加算額)の改定があった場合は、それに伴い額が変更になります。

②対象収入額とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税, 社会保険料, 医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

③ご夫婦で入居の場合、おふたりの収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入額とします。また、階層区分が1階層に該当した場合、サービスの提供に要する費用が10,000円/月から7,000円/月に減額されます。